

成田市 農業委員会だより



発行／成田市農業委員会
編集／成田市農業委員会だより
編集委員会
電話／0476-20-1573
第64号 令和7年4月15日発行

成田市十余三
熱田農園
strawberry54
こし まさひろ
奥正浩さん



東京生まれ、東京育ち・・・
10年間生花小売業に勤務
するサラリーマンだった
奥さんにお話しを伺いました！

Q:就農されたきっかけは？

A:7年前、妻(晴香さん)の父が亡くなり、農園を継いでいた義姉から、手伝ってくれないかと話がありました。もともと農業に興味をもっていたので、快諾！義姉の指導を受けながら、農業を始めました。
当初は、さつまいも、梨、いちごを2人で栽培していましたが、2年前に義姉から独立し、義姉はさつまいもと梨、私がいちごに専念することになりました。

Q:いちご栽培で大変なことは？

A:いちごの苗は夏場に育てるのですが、猛暑が続くので、とにかく暑さ対策が大変です。

良い苗を育てるためには、光合成と水分量が大切です。毎日葉の状態を見て、その日の水分量を調整しています。

現在は章姫(あきひめ)、紅ほっぺ、とちおとめを栽培していますが、来年からは新たな品種にも挑戦しようと考えています。



Q:やりがい、楽しみは？

A:自分で考え、行動できることにやりがいを感じています。

某サイトに「いちご狩り」の案内を掲載してもらったところ、驚くほど集客率がアップしました。市内だけでなく、県外からもたくさんのお客様にお越しいただいています。

お客様とお話することが何よりの楽しみです。直売所に来てくださるお客様からも元気もらっています。また、2人の子供たちに手がかからなくなったら、経営面積を増やし、より多くのお客様にお越しいただけるようにしたいと考えています。

「一期一会」を大切にしている奥さんの直売所では、採れたてのいちごの他にアイスやジャムなどの加工品も販売しています。
奥さんの今後の活躍が楽しみです！



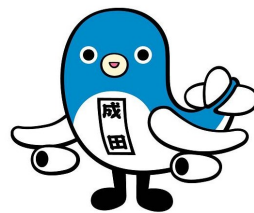
▲ 晴香さんデザインのタンク
いちご狩りに来るお客様に
「映えスポット」として大人気！

◆熱田農園 strawberry54◆ 〒286-0101 成田市十余三151-429
TEL:070-2640-4524 FAX:0476-36-7856
営業時間:10:00~15:00(不定休)
<https://www.instagram.com/atsutafarm/>
※直売所、果物狩り お気軽にお問合せください！

令和6年 成田市賃借料情報

令和6年1月から12月までに利用権の設定が締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料の平均額（10aあたり）は、以下のとおりです。（単位：円）

地 区		田 (水稻のみ)	畑
成 田	公 津	29,500	27,900
	八 生	29,000	16,000
	中 郷	24,100	8,900
	久 住	18,900	13,200
	豊 住	28,600	—
	遠 山	12,600	9,400
下 総	滑 河	22,500	—
	小御門	16,500	8,500
	高 岡	32,800	—
大 米	大須賀	15,900	9,900
	昭 栄	11,700	8,300



※田は、れんこん
圃場を除きます

※物納の場合は、
一等米60kgを
21,100円として
換算しています

※この賃借料情報は、農地の貸し借りをする場合の参考のために集計したものです。実際に賃料を決定する際は、貸し手と借り手の両者でよく協議してください。

令和7年度 農作業標準賃金・機械作業標準料金

1. 農作業標準賃金

【税込】

作 業 種 目	契約種別	標準賃金(円)
水 田 作 業	1日	10,400
畑 作 業	1日	10,000

※水田・畑ともに実労働時間は8時間とする。

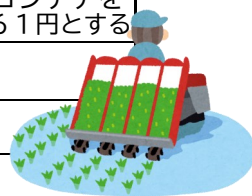
※果樹収穫作業については、畑作業の賃金額を準用のこと。



2. 機械作業標準料金

【税込】

作 業 種 目	契約種別	標準料金(円)	備 考
水 田 耕 起	10a請負	7,200	・ロータリー1回分の料金
水田代かき	トラクター 10a請負	7,600	・仕上げの料金・ドライブハローを使用 ・ロータリー使用の場合は、水田耕起を準用
畦 塗 り	1m当たり	42	・100mを基礎に算出
植 付	田 植 機 10a請負	9,200	・稚苗植の額 ・苗費は含まない
刈 取 脱 穀	コンバイン 10a請負	20,600	・乾燥場までの籾運搬は含まない ・乾燥場までの籾運搬費は籾運搬コンテナを使用する場合、10a当たり1,061円とする
乾 燥 調 製	60kg当たり	3,400	・籾摺料金の667円を含む
育 苗	1箱当たり	900	・稚苗（硬化苗）の額
畑 耕 起	トラクター 10a請負	6,800	・ロータリー1回分の料金



- ※ 水田機械作業標準料金の算出にあたっては、区画整理された圃場（30a区画）を想定して設定されています。
- ※ 乾燥調製、育苗を除く作業はオペレーター1人付き料金です。料金には消費税が内税として含まれています。
- ※ 畑耕起以外の金額は、千葉県農業会議が算出した印旛地区の金額と同じです。
- ※ 畑耕起トラクターの金額は、参考金額のため、ほ場やトラクターの使用機種を考慮のうえ算出してください。

農政課からのお知らせ

～成田市で新たに就農される方へ～
「成田市新規就農者等就農支援補助金」

成田市では、市内で新たに農業経営を開始する方や、すでに農業を営んでいる両親や親族の経営を引継ぐ、いわゆる「親元就農」にて農業経営を開始される方を対象として補助事業を実施しています。

補助の対象となるのは、農業経営を始めるうえで必要となる機械・施設の取得やリースに係る費用等のほか、住宅の家賃等に係る経費とし、補助率は対象経費の2分の1以内で、最大40万円が交付されます。

◆補助を受けるための要件は

- ・農業経営開始から5年以内で、原則50歳未満の市内在住の方
- ・市税の滞納がないこと などです。

詳細は、農政課までお問合せください。

お問合せ

成田市役所 農政課 農業振興係

☎ 0476-20-1542

乾田化事業

田んぼの暗渠工事補助します

雨や地下からの湧き水などにより、なかなか水がひかず、障害が出ている水田に対し市では、暗渠工事にかかる資材費などの補助をしております。

【要件】 ●営農計画書に記載されている水田であること(市内所在に限る)

- 生産調整達成者であること

【補助金額・補助率】

- 対象事業費(資材費及び掘削費)の1/2以内

- 補助限度額50千円/10a

(ただし、居住地及び対象圃場が成田空港周辺の騒音地域内にある場合は25%増、補助限度額75千円/10a)

9月1日(月)から受付を開始いたしますが、資材費などの見積書が必要となりますので、事前にご相談ください。

※9月1日(月)から受付を開始し、交付決定については10月1日(水)以降順次行います。

※申込者多数の場合には9月中に申し込まれた方から採択いたします。

※予算の範囲内での事業となることから、申請いただいても実施を約束するものではありませんので、予めご了承ください。

※資材の購入や工事の着手は、交付決定後となりますので、ご注意ください。

お問合せ

成田市役所 農政課 水田営農係

☎ 0476-20-1541

サツマイモ基腐病にご注意ください

サツマイモ基腐病は、平成30年度に沖縄県、鹿児島県及び宮崎県において我が国で初めて確認され、これまでに33都道府県で発生が報告されております。早期発見、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

<特徴>

- ・感染した株は、茎の地際部が黒色から暗褐色に、茎葉は黄色や紫色に変色してしおれ、症状が進むと枯死します。
- ・イモ本体は、主に茎に近い部分から腐敗します。

本病と疑われる症状が確認された場合は、千葉県印旛農業事務所企画振興課(☎ 043-483-1129)までご連絡ください。

イノシシによる
農作物被害に
お困りの皆様へ

イノシシ等による農作物被害に対応するため、農業者の購入する電気柵等の防護柵について補助いたします。

- 補助率：対象事業費の1/2以内

- 補助限度額：2万円

※資材の購入は交付決定後となりますので、ご注意ください。

防護柵設置の補助金についてのお問い合わせは農政課 農林畜産係 ☎ 0476-20-1541



成田市農業委員会先進地視察研修を実施しました

1月16日(木)から17日(金)にかけて、神奈川・静岡方面へ視察研修を実施しました。

最初の視察場所である、平塚市のJA全農 営農・技術センターでは当該センターのほか、全国各地にある関連施設の紹介があり、新しい品種・栽培技術・生産資材などの研究・開発、農産物の商品づくり等を行うことにより、技術的な側面から生産者と消費者を結ぶ架け橋となっていることが理解できました。

次の視察場所は、厚木市都市農業支援センターで、厚木市、厚木市農業委員会、JAあつぎの三者が提携し、運営されている組織です。取り組みとしては、特に新規就農に力を入れており、要綱を定めることにより、新規就農の認定がしやすくなること、農業機械のレンタル業務も行っていることなどの説明を受けました。

また、耕作放棄地の再生も行っており、毎年1haを目標に遊休農地を解消しており、非常に参考となる点がありました。



農業者年金の詳細な内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。
独立行政法人農業者年金基金 ☎03-5919-0332(企画調整室)

編集後記

早いもので、もう新年度が始まりますね。農家にとっての春先は、たいへん忙しい時期です。

田は、苗の準備から田植へ
畑は、春野菜の種まきから植付へ
私の地区では、甘藷の植付が始まります。芋苗の増植に増植を重ね、4月上旬頃より6月中旬頃まで、芋苗植をします。基腐病やつる割病などに注意をしながら、おいしいお米、野菜ができるように心がけて作業しています。

今年は雨不足もあり、白菜、キャベツ等が例年の倍以上の高値が続きました。天候の影響もさることながら、農作業にかかる経費も確実に上がっています。

しかし、コストカットをしながら、安心・安全な作物、おいしい作物を消費者の皆様提供できますよう、頑張ります。

編集委員 K・U



ストップ！農地の違反転用！

農地を転用する場合は手続きが必要です

農地転用とは、「農地を農地以外にすること」です。
農地以外とは、住宅、工場、商業施設、道路等にすることです。
また、農地の形状を変更しない場合でも、資材置場、駐車場のように耕作目的以外に使用することも含まれます。

- 市街化区域内⇒届出書を提出
- 市街化区域外⇒許可申請書を提出

相続等により農地の権利を取得したら 農業委員会に届出が必要です

相続(遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む)、法人合併・分割、時効等により、農地等の権利を取得した場合には、相続登記完了後、農地の所在する農業委員会に、その旨を届出することが必要となります。